

食品のリコール（自主回収）情報の報告義務化について

1 リコール（自主回収）とは

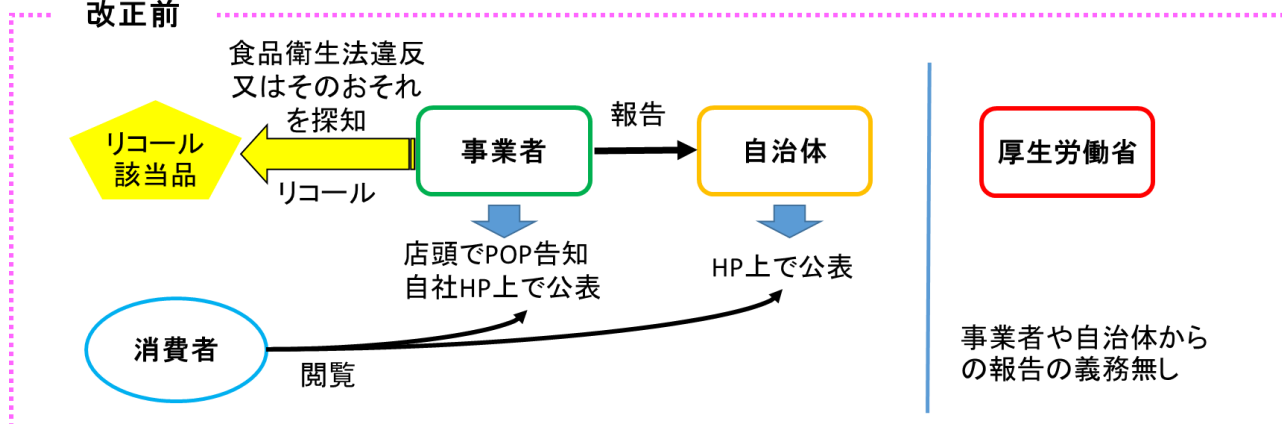
販売食品等を大量かつ広域に流通させる事業者が、販売食品等に起因する食品衛生上の問題を発見した場合、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を回収すること。

2 義務化について

（改正前）

岡山県では、事業者が自主回収を行う際、回収が迅速且つ適切に行われるように、回収に係る組織体制、具体的な回収の方法、保健所長への報告の手順等を定めること（岡山県食品衛生法施行条例 第九条）としているが、食品衛生法では、自主回収に関する規定はない。

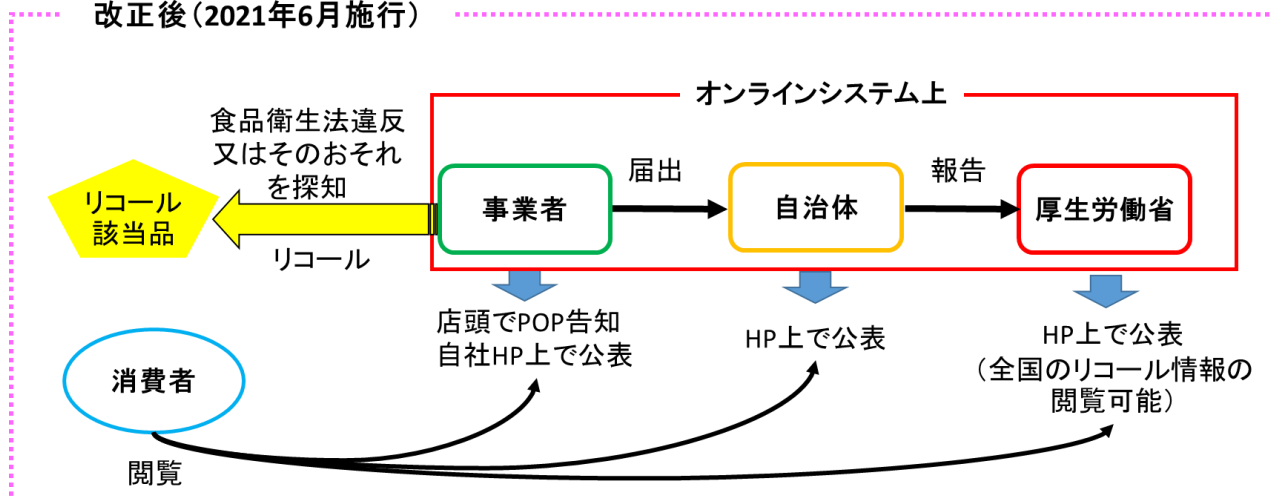
改正前



（改正後）

事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

改正後（2021年6月施行）



3 義務化に向けた取組

岡山県食品衛生法施行条例の改定

現在は、管轄の保健所長への報告のみとなっているが、厚生労働省の運用するシステムでの報告等、改正後の条例に沿った内容に変更する。

4 県内での今年の自主回収の発生件数（岡山市・倉敷市含む）

	報告件数	回収理由
H26	8 件	期限の誤表示、アレルギー物質の表示欠落 等
H27	5 件	期限の誤表示、規格違反 等
H28	9 件	期限の誤表示、異物混入の可能性の疑い 等
H29	13 件	期限の誤表示、異物混入 等
H30	9 件	期限の誤表示、アレルギー物質の表示欠落 等
H31(R1)	4 件 (R1.10 月末現在)	カビの発生、アレルギー物質の表示欠落 等